

Title	大山梓著 『旧条約下に於ける開市開港の研究 : 日本における外国人居留地』
Sub Title	A. Ōyama, A Study in the open ports and cities under the unequal treaties : Foreign settlements in Japan
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.3 (1968. 3) ,p.148- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680315-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大山 梓著

『旧条約下に於ける開市

開港の研究——日本に於ける外国人居留地』

日本において条約改正の研究がなされてから久しい。山本茂氏、川島信太郎氏により先鞭をつけられた条約改正史の研究に続いて、外国側資料の参酌によつて従来の見解の誤りを訂正した下村富士男氏の著作『明治初年条約改正史の研究』（昭和三七年、吉川弘文館）、外交交渉の背景にある輿論の究明に注目し、民間流布の一般刊行物からそのテーマを掘り下げた稲生典太郎氏の著書『日本外交思想史論考 第一——条約改正論の展開』（昭和四二年、小峯書店）と戦後注目すべき研究が行われて来たが、ここに紹介する大山氏の著書は開市開港、居留地制度に限定してそれを条約改正の外交交渉と関連させて論じようとしたもので、いわばたて割りの条約改正史とでもいふべきものであり、また、領事裁判権も関税協定権も主として開港市場の居留地を背景に行使されたことを考えれば、従来より一段高所に立つた研究ともいえるのであつて、条約改正史研究に新しい

奥行を提供するといつた意味で高く評価出来よう。

著者大山梓氏は京都大学法学部卒業後、軍務などに服された後外務省において日本文書の編纂に従事されるかたわら、明治大学講師として教鞭をとられ、また『国際法外交雑誌』、『アジア研究』、『季刊国際政治』など学界機関誌に随時寄稿されるなど篤学の士として知られて居る。

本書の内容の紹介に移る。

第一章「安政条約と附属取極」は、本書のいわば総論の部分を示すもので、安政五国条約における条約規定と開市開港、附属取極と開市開港、行政規則と土地制度の三項目からなつて居る。著者は旧条約が施行された際開市場と開港場の区別は極めて明白であつたとして、開市場は居留の条約国人が土地を賃借し、建物を購入し、住宅倉庫を建築する権利を有する区域、開港場は逗留の条約国人が単に建物を賃借する権利を有する区域、すなわち条約上、相对借家の雑居地と原則は定められていたとする（三頁—五頁）。しかし附属取極に問題があり、それらは地方官憲レベルと領事のみならず時として幕府責任者と公使の間に約定されるのであるが、そこにおいて開市場、開港場の原則が無視された形で締結されたり、また領事側の一方的規定、さらには条約国人側の原則逸脱の行動が慣習化するなど原則は原則として確立してはいたながらも、その運用において問題が生じたとの指摘がなされる。居留地における借地権取得の方法、

自治行政の狀態、地方賦課の実情等外国行政の変遷についても、各居留地ごとに資料を整理して提出しているのも本章の特徴である。

第二章「三港開港と居留地」は、一八五九年七月に条約国人の居留貿易のため長崎、函館、横浜の居留地について論じたものである。著者は「各開港場および開市場の史的考察上、最初に開かれた長崎、箱館、神奈川の三港と、二都二港開市開港延期の後、開かれた大坂、江戸の二都、兵庫、新潟または西海岸の港の二港の開港とでは、単に開かれた時期を異にするばかりでなく、条約取極の方針においても、両者は相違し、したがって最初に開かれた三港と、後に開かれた二都二港との区分を要する」(四三頁)と指摘し、さらに、最初に開かれた三港間にも「港則」、「地所規則」等領事側が一方的に作成したケースと、日本側の奉行との合意によつて作成されたケース等に分類して論じている。

第三章「二都二港開市開港問題と居留地」は、前章に引続き、神戸、大坂、東京、新潟および夷港の各開港市場の外人居留地について述べたものである。

第四章「条約改正と居留地」は、端的に云えば居留地問題を中心にフォローした条約改正史である。岩倉大使の派遣から、寺島、井上、大隈、陸奥と居留地制度の廃止に至るまで歴代外務卿、外相の条約改正交渉を居留地の観点から跡付けたユニークな章である。新事実の開陳もあり、読みごたえのある章となつている。

「結論」の部分で著者は次のように言う。「居留地制度の史的沿革は、幕府と交代した新政府成立の際、若干の失策があつても、外交

当局者が、概ね國權回収に多大の犠牲をも顧みず、また居留地行政に対しても、主に放任主義を避け、『国の中の小外国』の形成を阻まんとし、一定区画の地方的乃至市政的事項と雖ども、関係諸国民の代表の管治にゆだねることを望まなかつた。かくて幕末以来、他のアジア諸国と異り、外庄に対する対応の相違が示され、『国の中の小外国』の形成が阻まれてきたのであつた。……(二八五頁)。

「附録」には、著者が蒐集された次の一〇種類の附属取極が収録されている。一「長崎地所規則」、二「箱館地所規則」、三「横浜居留地覚書」、四「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」、五「兵庫港並大坂に於て外国人居留地を定むる取極」、六「外国人江戸に居留する取極」、七「新潟佐州夷港外国人居留取極」、八「横浜外国人居留地取縮規則」、九「大坂兵庫外国人居留地約定書」、十「東京に外国人居留する規則附録」。

三

以上、簡単に内容を紹介して来たが、著者の功績は次の諸点にあると言えよう。

第一は、新史料の発見である。第三章の長崎居留地における外人自治廃止の経過を長崎図書館文書から発掘したことは、外務省記録の焼失、長崎市役所編『長崎市史』にもその点についての言及がないことを考え合わせると極めて貴重な発見であり、同様なことは「箱館地所規則」の英文を函館市立図書館文書から発掘したことについても言える。以上の二史料は巻末に附録として他の史料とともに

に収められて居り(二九一—三〇二頁)、今後の研究者にとつて益する所大であらう。

第二は、著者自ら言われるように「……学問の発展のため、先学・友人の所論に対しても、常に批判を怠らず、時に率直に異論を唱え、或は疑問を提出した」(三二六頁)点である。例えば第一章において開港場、開市場において条約原則はあつたが、付属取極に問題があつたり、条約国人側が恣意的に解釈した結果問題が生じたのであつて、例えばハリス条約の日本語の「只商売を為す間にのみ逗留する事を得べし」は、幕府側の「意識的誤訳であらう」とする石井孝教授説、「安政条約の相對借家の雑居地は居留地設定までの暫定措置であつた」とする川崎房五郎氏説を覆えし、前述の事情のため開港市場の実情は、居留と逗留の区別も実際に行わなかつたと明言する。第二章においても「兵庫のごときは全く横浜の規則を準則とせしものとおもはれたり」とする田辺太一『幕末外交談』の所説の誤りを訂正し、「大坂兵庫約定書は、条約諸国が三港開港の実験に基き、新政府当局者の外交経験未熟に乗じ、居留地自治の予算を計上せしめ、居留民に便利な新取極を求め、開市開港に臨んだものであつた」(五八頁)とする。第三章では、新潟における外人の居住形態すなわち雑居と借地制度に関して同地には居留地が設定されず、従つて永代借地も存在しなかつた事実を立証し、「新潟には永代借地権が設定されていた」とする下村富士男氏等の唱える通説を覆している。既に紹介した結論の部分は、川島信太郎氏の「……日本は安政条約に依つて……居留地を設定し、其の居留地に於て事実日本

が行政権を放棄したといふことが……大問題である。居留地の設定は単に領事裁判権のみならず其の地域に於ける行政権、警察権、課税権に至るまで放棄せしむるに至つたことである」とする「国の中小外国」(Imperial in Imperial)的見解を否定したものである。

第三は、新史料の発見もさることながら、史料利用の際の著者の慎重な態度を挙げたい。幕末の条文の訳文は極めて拙劣で不明の箇所や、誤訳すら少くない。大山氏は逐一訳文の条文を参照し、引用は後年の改訳を用いるなど極めて注意深い。一例を挙げれば、長崎図書館で発掘した「長崎地所規則」の英文によれば、内閣記録局編『法規分類大全』、外務省蔵『続通信全覽』の同規則第九条の訳文は「右集合の節は出席のコンシエル年長の者上座たるべく」とある「上座」は「議長」でなければならないといつた点である。

四

さて以上によつて本書の内容と、学界に貢献すると思われる点を紹介して来たのであるが、最後に二、三望蜀の感があるが、私の感想と希望を述べてみたい。

第一は、居留地に研究の重点が置かれ過ぎ、日本の条約改正史においてそれがいかなる位置にあつたのか、言い換えれば全体像の中の居留地の姿がともすれば稀薄になりがちな点である。特に第四章は岩倉、寺島、井上、大隈、陸奥と歴代外務卿、外相の交渉の中で居留地の位置付けを問題の提起といつた形で出されたら読者の理解をより明確にすることが出来たであらう。

第二は政策決定過程、あるいは世論についても触れていただきたいことである。既に稲生典太郎氏が研究されているように、明治政府の条約改正の目標達成が実現されるか否かは、(一)国際的環境がそれを可能にするか否かの問題、(二)日本自身の国力充実が、その主張を強く打出し得るや否や、の二つの条件にかかってくるという点を考慮に入れて、政府が時に応じて改正事項中いかなる組合わせを考え、その中で居留地はいかなる役割を果たしたのか、民間はいかなる論点から政府批判を展開したのか、特に居留地問題は内地雑居と大いに関連があつたので、世論の展開にも触れられれば読者の興味は更に増したであらう。

なお更に欲を言わせていただければ、巻末参考文献の発行年がないことは、史料の時代的背景を知るのに不便であるし、研究が詳細であるだけに人名索引、事項索引があれば、初学者はもとより一読した後利用しようとする研究者にとつても便利であつたと思われ

る。もとより、完成された書物を前にこれをあれこれあげつらうことは易しい。以上述べたことは、望蜀の感というより「ないものねだり」に近いものであるかも知れず、本書の価値は、慶應義塾大学が法学博士の学位を授与するに足ると認めた学位論文であることからしても毫も疑いのないところである。稲生氏の「これで今後条約改正で学位をとるのは難しくなりましたね」との言は、本書が条約改正史研究の一つのメルクマールであることを示すと共に今後新しい視角からこの問題をとり上げる人々へのエンカレッジとして聴くべ

きであらう。(昭和四二年一月、鳳書房発行、三二六頁、一五〇〇円)

(池井 慶)

R. R. Fagen,

Politics and Communication

The Little Brown Series in Comparative Politics

Little, Brown & Company, Boston and Toronto,

1966, x + 162 pp.

フアーゲン著

『政治とコミュニケーション』

一

本書は、G・A・アーモンド、J・S・コールマン、L・W・バインの編集になる比較政治学シリーズ中の一冊である。その意図するところは、コミュニケーション体系と様々なタイプの政治体系の動きとの関係をシステムティックに論じることにある。したがって、このような研究は、比較政治学的な立場からも大いに論議されるべき余地があるが、同時にコミュニケーション、ないしはマス・コミュニケーションの領域においても強い関心と呼ぶものである。ことに、わが国においては、この種の研究が余り試みられていない現状においては、大いに示唆するところも多く、注目に値しよう。その意味において、本書の内容を少しく詳細に紹介しておこ